

## II. 本県におけるオオタカの現況及び問題点と課題

### 1. 本県におけるオオタカの現況

#### (1) 県内の生息分布

県内全域のオオタカの営巣地については、平成 8、9 年度に実施した「ワシタカ目鳥類生息状況調査」で 40 箇所の情報が得られ、平成 10 年度の「オオタカ保護指針等策定調査」で 11 箇所の情報があらたに追加された結果、合計 51 箇所の情報が得られた。各地帯区分毎に営巣情報が多い順にみると、台地・丘陵帯（標高 50m～200m）が 29 箇所、低地帯（標高 50m 以下）が 16 箇所、低山帯（標高 200m～800m）が 6 箇所であり、亜高山帯（標高 1,600m 以上）、山地帯（標高 800m～1,600m）では生息は認められるものの、営巣確認には至っていない。なお、営巣地情報の中には、巣があることは間違いないと判断されるものの、正確な営巣地点が特定されなかった箇所が台地・丘陵帯で 1 箇所、低地帯で 3 箇所ある（資料 1）。

本県におけるオオタカの生息分布は、山地から低地に移行する台地・丘陵帯に集中しており、地帯単位で繁殖地としての選択性がある傾向が示唆された。しかしながら、森林環境が占有する山地部におけるオオタカの生息分布については、台地・丘陵部と比べて低い密度で繁殖していることは間違いないものと思われるものの、営巣地確認のための調査が困難である他、現状では調査頻度が充分とはいえないため、今後も平地部におけるモニタリングとともに山地部における調査を充実させていく必要があるものと考えられる。各地帯区分における繁殖概数は、それぞれのエリアにおける営巣地の分布や営巣地以外の生息情報から推察すると、「山地帯」「亜高山帯」における繁殖状況は不明であるが、「低地帯」では 20 ペア程度、「台地・丘陵帯」「低山帯」では、各々 20 ペア以上が繁殖しているものと考えられる。

#### 【個別調査の概要；個体数】

- オオタカは、絶滅が危惧される種でありながら、これまで個体数算出を目的とした調査が実施されておらず、その現状は不明なままである。オオタカの日本国内における生息数については、1984 年に環境庁がアンケート調査を行っており、1982～83 年の生息状況を質問したところ、18 都府県支庁で繁殖記録が報告され生息数をおよそ 300～480 羽と推定している。遠藤（1989）は、栃木県では繁殖地が特定されているものだけでも 50 番（100 羽）が生息しており、全県では少なくともその 2～3 倍（200～300 羽）は生息していると報告している。1996 年には環境庁から「猛禽類保護の進め方」が出され、この中には、全国では数千羽は生息するとみられるが実際の生息数は明らかではないと記されている。その後、環境庁（1997）は 1995～96 年にアンケート調査を実施し、留鳥もし

くは夏鳥として記録された箇所数は672箇所、推定生息数は1,000羽以上と報告している。

- これまで本県におけるオオタカの推定生息数の報告は知られていない。1997年に実施した調査では、この時点における県内の40箇所の営巣地情報のうち36箇所の正確な営巣地が特定され、繁殖個体数は最低72羽と考えられた。1997年の巣立ち雛数は、25羽以上の確認があることから、1997年の巣立ち期時点では最低生息個体数を97羽確認したということが言える。ただし、その後幼鳥は成鳥のテリトリーから独立・分散し、県外に移動する個体や死亡する個体があるためこの数から減るものと考えられる。しかし、逆に県外から移入してくる個体や繁殖に参加していない若齢個体等の生息数が不明であったり、現在のところ情報量や調査頻度が少ない低山帯以上の地域では、未確認営巣地がかなり存在することも予測されるためこれらの個体数が加算されることとなり、本県における生息個体数の実態調査が今後も必要になると考えられる。

## (2) 繁殖生態とその状況

本県におけるオオタカの繁殖生態については、求愛期は早いもので1月頃より始まり、営巣地の周辺上空を比較的長い時間、番いで飛翔したり、波状飛行などの誇示行動が見られるようになる。本格的な巣造りは3月頃からであるが、この頃より産卵する巣とは別の巣に巣材を運び込んだりすることもあつた(求愛行動の1種である可能性がある)。3月下旬から4月中旬にかけて産卵する個体が多く、主に雌が抱卵している。孵化は5月頃で孵化後30日齢を過ぎる頃には親鳥とほぼ同大になり、全身が褐色の羽毛に覆われ、胸部の縦斑が顕著となる。幼鳥は6~7月に巣立ち、ほとんどの個体は8月中に独立し分散する。本県におけるこのような繁殖ステージの時期的目安は、低地帯から台地・丘陵帯にかけてのエリアでは、若干の個体差や年変動はあるものの概ね時期が一致しており、低山帯などの比較的標高の高い山間部では、やや時期が遅れる傾向にあるようである。

### 【個別調査の概要；繁殖成功率】

- 1997年の調査では、40箇所のオオタカ営巣地において、繁殖の成否についての確認を行った。1羽以上の巣立ちを確認し繁殖成功が確認されたのは14箇所(35.0%)、繁殖失敗は11箇所(27.5%)、繁殖の成否不明は15箇所(37.5%)で、約3割が繁殖に失敗したことが明らかとなった。
- 繁殖失敗に至った要因を探るため、繁殖に失敗した11箇所について営巣環境と生息環境について分析を加えたが、営巣環境、生息環境ともに顕著な傾向を掴むには至らなかった。各地点別に見ると、人工台座に巣が架けられた地区や広葉樹のコナラに営巣を試みた地区では、新たな営巣環境の開拓として注目されたが結果はカラスによる繁殖妨害等の影響を

受け繁殖失敗に終わっている。このほかにもいくつかの営巣地では、繁殖失敗の原因についてカラスの関与が報告されており、生息地全体の生態系のバランスについて考えていく必要があると考えられた。

#### 【個別調査の概要；繁殖状況詳細調査】

- 1998年の調査では、繁殖が行われているオオタカ営巣地において、調査協力が得られる地権者を選定し、巣内育雛期から巣立ち期にかけてVTR撮影を行い、育雛の様子や給餌回数、餌生物の種類、他の野生生物による介入の有無等について調査した。VTR撮影は、営巣木の近隣に監視カメラを設置し、カメラの映像を約300m離れた地点で録画した。録画は夜明けから日没までの12時間以上連続して行い、後日、VTRの映像を分析することにより、詳細な繁殖生態の把握を行った。
- 調査の主目的に挙げた餌生物の種類については、具体的な種までを特定することが困難であり、ハト大の鳥とヒヨドリ大の鳥の運搬が確認された程度であった。運搬時間帯による頻度等については顕著な傾向は認められなかった。また、他の野生生物等の介入については、カラス等による巣内への侵入や幼鳥との接触は認められず、成鳥の巣への出入りは、幼鳥への餌生物の運搬、巣材運搬、巣の補修及び成鳥自身の巣内での摂食時に観察されただけで、午後の時間帯は長時間帰巣しないこともしばしばであった。ただし、産卵直後から雛がまだ十分に成育していない段階ではどうか、今後は早期に監視カメラを設置して調査することが望まれる。
- 本調査では、3羽の幼鳥のうち既に調査開始以前に1羽の幼鳥が巣立ちをむかえており、調査期間中に2、3羽目が無事巣立ちをむかえた。本調査において、繁殖状況が良好な場合の貴重な記録が得られたことから、ここで記録された親鳥の育雛状況や巣内幼鳥の行動は、他の営巣地との比較に用いる等、今後活用することが可能であると思われる。

#### (3) 餌生物の種類と採餌環境

本州におけるオオタカの食性は、主に中型鳥類に依存していることが知られており、採餌場所は林縁もしくは林内で行われる(環境庁.1996)。餌生物の種類については、都市近郊に生息し、人工的な環境に適応しているドバト、ムクドリ、ハシブトガラス等の「都市鳥」と呼ばれる限定された数種類の野鳥に依存する割合が高いと、伝染病の蔓延や有害化学物質が体内濃縮される危険性を有するとの指摘がある(日本オオタカネットワーク他.1997)。

本県における23箇所のオオタカ営巣地で確認された食痕は70サンプルあり、ドバト27.1% (19)、キジバト14.3% (10)、カラス、オナガ各7.1% (各5)、ムクドリ5.7% (4)、ツグミ、ハト類、コジュケイ、カケス各4.3% (各3)、ヒヨドリ、アオゲラ、シロハラ各2.9% (各2)、

スズメ、ホオジロ、キジ、マガモ、クロツグミ、トラツグミ、ツミ、セキセイインコ、ニワトリ各1.4% (各1) であった (図2-1<省略>)。なお、食痕による調査では、小型の鳥類や哺乳類などは痕跡として残らない場合が多いことから、これらの採餌実態については明らかではない。

本県においては、上記の結果を見る限り都市鳥への依存度が高い傾向が伺われ、オオタカ生息地内の餌生物の多様性を回復していく必要があるものと考えられた。

#### (4) 行動圏とその内部構造

オオタカの行動圏については、番いが通常生活を行うために飛行して回る範囲を「行動圏」、行動圏の中でも採餌場所等に利用される利用頻度の高い区域を「高利用域」、営巣木及びそこに近接する監視や時のためのとまり場所、巣立ち幼鳥のおよそ1ヶ月以内の行動範囲、餌処理場所等を含む区域を「営巣中心域」として定義されている (環境庁,1996)。本調査においては、行動圏面積を把握するための調査を実施していないため、文献に見られる行動圏に関する報告例を以下に紹介した。

- Kennedy *et al.* (1994) は、アメリカ・ニューメキシコ州に位置するジエムズ山脈において、オオタカの8羽の成鳥と16羽の巣立ち直前の雛に発信器を装着し、ラジオテレメトリー調査を実施した結果から、営巣期の行動圏の規模を報告している。営巣期の雌の行動圏 ( $569.3 \pm 471.3 \text{ ha}$ ;  $N=5$ ) は、雄の行動圏 ( $2106.3 \pm 634.5 \text{ ha}$ ;  $N=3$ ) より有意に ( $P=0.025$ ) に小さかった。また、巣立ち幼鳥の行動圏は、親鳥への最初の依存期間 (巣立ち後1~4週間) では、88.1%が巣から200m圏内にあり、99.5%が巣から800m圏内にあった。その後の4週間では、巣から200m圏内の行動圏はわずか34.3%であり、800m圏内は75.9%であったと報告している。
- 内田ら (1997) は、埼玉県嵐山町においてオオタカのラジオテレメトリー調査を行い、1番いの繁殖期の行動圏について、雄の行動圏の最外郭面積は、造巣期380ha、産卵期630ha、抱卵期240ha、育雛期720haと明確な変化が見られ、特に育雛期が一番活発に動いていた。雌は、96年冬期では1,570ha、造巣期130ha、抱卵期4ha、97年冬期2,500haと造巣期から育雛期にかけては巣付近の狭い範囲で行動していたと報告している。
- 遠藤ら (1997) は、栃木県北部的那須野ヶ原においてオオタカのラジオテレメトリー調査を行い、雄成鳥2個体の求愛・造巣期の行動圏について、それぞれの個体は、約900ha、約1,200haであったと報告している。
- 遠藤 (1998) は、栃木県黒磯市において同じくオオタカのラジオテレメトリー調査を行い、1巣3雛のうち2雛に送信機を装着し巣立ち幼鳥の行動追跡を行った結果、巣立ち後10日間は巣から100m以内にいることが58.3%と最も多く、その後は徐々に巣から離れて

いったが、独立までの全期間を通じて巣から 300m 以内にいることが 90%を超えていたと報告している。

- 小板ら（環境庁.1997）は、埼玉県の岩殿丘陵においてオオタカの目視行動圏調査を延べ 8 日間行い、1 番いの繁殖期の行動圏は、最大行動圏で 364ha、95%行動圏で 280ha、高利用域で 84ha であったと報告している。
- 金井ら（環境庁.1997）は、神奈川県藤沢市においてオオタカの目視行動圏調査を 2 月から 6 月にかけて延べ 4 日間行い、観察された最大行動圏は 336ha という結果を得ているが、調査範囲を超えて飛行する場合も多く、実質的な行動圏はさらに広がると報告している。
- 植田ら（環境庁.1997）は、神奈川県の大磯丘陵においてオオタカの目視行動圏調査を 3 月から 5 月にかけて延べ 5 日間行い、総行動圏面積は 418.75ha という結果を得ているが、調査を行うたびに新たな行動圏が記録されたため、実際にはもっと広がると報告している。

本県のいくつかの地区では、環境庁の「猛禽類保護の進め方」（1996）に示されている行動圏調査が実施されており、これらの結果が徐々にまとめられつつあることから、今後、これらの情報も収集し、本県におけるオオタカの行動圏に関する状況整理をしていくことが望まれる。

### **(5) 営巣環境及び生息環境**

県内 51 箇所のオオタカの営巣地情報のうち、正確な営巣地点が確認されている 47 箇所について「営巣環境」「生息環境」の調査を実施し、以下に結果についての概要を記した。

#### 1) 営巣環境

- ① 営巣林の規模：平均が 102.4ha、最大 463.5ha、最小 1.3ha となった。また、全体の半数以上の営巣地では 50ha に満たなかった。※営巣林規模は、1/25,000 地形図の凡例に従い、営巣木を含み他の環境要素に分断されない連続した林の範囲を算出した。ただし、幅員 3.0m 未満の道路、送電線、橋、庭園路等については、森林のまとまりに大きく影響しないと判断された場合のみ例外として分断要素から省いた。
- ② 営巣林の植生：アカマツ林（16 営巣地）、スギとヒノキの植林（12 営巣地）、広葉樹林（12 営巣地）、モミ林（2 営巣地）、その他主要な構成木を特定できない針広混交林等（4 営巣地）となった。

全体の傾向は、アカマツ、スギ、ヒノキ、コナラ等により構成される人工的、二次的な植生が多かった（図 2-2 <省略>）。

- ③ 営巣木の樹種：アカマツ（21 営巣地）、スギ（17 営巣地）、モミ（4 営巣地）、ヒノキ（2 営巣地）、コナラ（1 営巣地）、ヤマザクラ（1 営巣地）、サワラ（1 営巣地）となった。アカマツとスギで全体の約 8 割を占めた（図 2-3〈省略〉）。
- ④ 営巣木の樹高：平均が 19.5m、最大 30m、最小 11m であった。
- ⑤ 営巣木の胸高直径：平均が 39.3cm、最大 80cm、最小 20cm であった。
- ⑥ 繁殖巣の高さ：平均が 14.0m、最大 23m、最小 8m であった。
- ⑦ 繁殖巣の直径：平均が 77.8cm、最大 120cm、最小 50cm であった。
- ⑧ 繁殖巣の厚さ：平均が 46.3cm、最大 120cm、最小 20cm であった。

なお、営巣木の樹高と繁殖巣の高さの関係を図 2-4〈省略〉に、繁殖巣の直径と厚さの関係を図 2-5〈省略〉にそれぞれ示した。

## 2) 生息環境

オオタカの平均的高利用域内（巣を中心に半径 1.5km 圏と仮定）の環境要因の解析について、1/25000 地形図上で各環境要因を区分し、点格子板（日本林業技術協会.S・2 型）を使用して構成比を算出した。各環境要因区分については、1/25000 地形図凡例に従ったが、補足的に航空写真（平成 7 年撮影）を使用した。

調査結果については、以下に概要を記すとともに、図 2-6〈省略〉に示した。

- ① 樹林地の比率：平均が 32.5%、最大 90.0%、最小 3.4%であった。
- ② 自然草地の比率：平均が 4.1%、最大 15.9%、最小 0.3%であった。
- ③ 河川等水辺の比率：平均が 1.9%、最大 6.0%、最小 0%となった。
- ④ 畑・牧草地等の比率：平均が 21.2%、最大 43.4%、最小 4.4%であった。
- ⑤ 水田の比率：平均が 8.4%、最大 35.6%、最小 0%であった。
- ⑥ 人工草地の比率：平均が 3.3%、最大 15.9%、最小 0%であった。
- ⑦ 人家等市街地の比率：平均が 19.4%、最大 47.5%、最小 1.6%であった。
- ⑧ 道路の比率：平均が 8.5%、最大 18.0%、最小 2.1%であった。
- ⑨ 鉄道の比率：平均が 0.2%、最大 1.5%、最小 0%であった。
- ⑩ 送電線の比率：平均が 0.5%、最大 1.8%、最小 0%であった。

なお、各営巣地点ごとの数値については、「営巣環境」を表 2-1〈省略〉に、「生息環境」を表 2-2〈省略〉にそれぞれ示した。

## (6) 生息地の社会環境

県内全域のオオタカの正確な営巣地点情報（47 箇所）を元に、各々の土地利用計画上の位置づけや環境保護関連制度、開発計画と推定営巣中心域（巣を中心とした半径 300m 圏と仮定）との関連性について分析し、以下に結果を示した。

### 1) 土地利用基本計画

国土利用計画法第 9 条に基づき、埼玉県内を都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然環境保全地域の 5 地域に分類した「埼玉県土地利用基本計画」（埼玉県.1994）と、オオタカの推定営巣中心域の関連性を分析した。《都市地域》の中では、市街化を抑制すべき地域として開発は許可制である〈市街化調整区域〉に該当する割合が約 7 割と高い。《農業地域》の中では、農業振興地域に指定されている割合が約 6 割と高く、うち開発に際し農振の指定から除外しなければならない〈農用地区域〉に約 3 割が該当している。《森林地域》の中では、1ha を超える規模の開発については許可制であるが、保安林と比べ保護上の担保性が低い〈地域森林計画対象民有林〉に位置する割合が約 5 割と高い。環境保全関連地域としては《自然公園地域》の中では、比較的規制が緩く開発は届出制である〈普通地域〉に 3 割強が該当するのみとなっており、《自然環境保全地域》には該当していない。現況では営巣中心域の保護上の担保性は低く、今後は環境保全関連地域の指定を強化拡充するほか、都市地域であっても積極的にオオタカと共生する施策を推進し、オオタカの営巣中心域としての樹林地や農地の保全に取り組んでいくことが求められる。

### 2) 保全関連制度

「鳥獣保護区等位置図」（埼玉県.1997）、「埼玉県保全状況マップ」（埼玉県.1997）と、オオタカの推定営巣中心域の関連性をみると、《鳥獣保護区等》において土地開発規制を有する〈鳥獣保護区特別保護地区〉の指定は 1 箇所のみで、開発規制のない〈鳥獣保護区〉〈銃猟禁止区域〉に位置する割合が高い。営巣中心域全域が「可猟区域」となっている地区は、8 箇所存在する。《緑地保全区域等》では、開発に際して届出制の〈近郊緑地保全区域〉〈ふるさとの緑の景観地〉〈ふるさとの森〉に 11 箇所、開発について許可制もしくは現況で一定程度の担保性を有する〈都市計画公園〉〈緑地保全地区〉〈生産緑地地区〉に 11 箇所それぞれ指定されている。現状ではオオタカの営巣中心域における環境保全関連制度との関わりは、個体の保護以外について規制する法制度上の担保性が低い地区が多く、営巣中心域としての生息環境を保護することが可能な法制度の指定・設定による強化拡充が望まれる。

### 3) 土地利用動向

平成 9 年度土地利用動向調査における「主要施設整備開発等総括図」（埼玉県.1997）と、オオタカの推定営巣中心域の関連性をみると、全営巣地確認箇所 47 箇所のうち、21 箇所（44.7%）

で、営巣中心域内に何らかの開発関連計画があり、《道路》《鉄道》の計画では、回避策を含むミティゲーションの導入を検討することが今後求められるものと思われる。また、《都市的整備・開発》《農業・農村整備》《森林整備・保全》《休養・レクリエーション施設》は、その規模にもよるが、内容を自然環境重視のものとして営巣林を保全する等、共生策を検討していくことが必要と考えられる。

なお、本県においては東京都と接し、首都圏としての都市的整備や各種開発が早くから進行しており、これらの傾向は東京都区内に近づくにつれて高くなっている（図2-7〈省略〉）。このような社会的背景も考慮に入れ、オオタカとの共生を目指した土地利用のあり方について、検討していくことが重要であるものと考えられる。

## 2.オオタカ保護の問題点と課題

### (1) 生物多様性の指標の観点から

#### 1) 現状と問題点

豊かな生態系の指標種ともなり得るオオタカは、低地から山地にかけて広く分布しているが、本県においては、市街化が進行し森林の少ない低地帯の南東部の繁殖は認められず、分布域には偏向がみられる。さらに、オオタカの餌生物の内容をみると都市鳥（ドバト、カラス類、ムクドリ）などの限定した種に依存する割合が高くなっている傾向が伺われ、伝染病や有害化学物質の生物濃縮が危惧されている。また、生態及び生息環境条件の把握が現在のところ不十分な面があり、保護対策を効果的に進めるうえでの障害となっている。

#### 2) 課題

生物多様性は、遺伝子、種、生態系の各段階において、その保護が図られる必要があり、地域における生態系の保全とともにオオタカの保護を進めていくために、希少種以外の野生生物についても同様に保護を図る必要がある。また、現況の生息地を保全するだけに留まらず、オオタカ生息地の復元・創出にむけた調査研究の充実・発展を推進していくことが望まれる。

#### 3) 基本方向

『生物多様性の保全と持続的利用に向けた施策の充実』

### (2) 個体の減少の観点から

#### 1) 現状と問題点

オオタカの個体を減少させる原因としては、本県においても古くから密猟の問題や、不用意に巣に接近するカメラマン、観察者等による繁殖妨害が挙げられている。また、傷病鳥及び落鳥の取り扱い



いについての体制が未整備である点や、近年は環境ホルモンなど、有害化学物質による高次消費者オオタカへの生物濃縮の懸念がある。

## 2) 課題

まず、密猟や繁殖妨害に対しては、物理的な対策としての営巣木への簡易バリケードや営巣地包囲柵の設置、また、社会的な対応としての一般への意識啓発や取り締まり体制の強化が課題となる。傷病鳥及び落鳥については、治療とリハビリのための施設の設置と、保護収容個体を活用した人工繁殖技術の確立、調査研究の充実、県民と各関係機関などとの協力体制の確立が求められている。化学物質の影響については、現在のところほとんど実態が把握されておらず、環境に残留している物質の除去技術とともに今後の研究が望まれる。

## 3) 基本方向

『個体レベルの保護方策の強化』

『保護増殖の実施』

『有害化学物質の規制』

### (3) 生息環境負荷の増大の観点から

#### 1) 現状と問題点

- ① 生息地の減少：各種開発行為等によって、オオタカ生息域における営巣可能樹林地や狩り場及び餌生物の減少が著しく、毎年営巣地が大きく変わる地区や古くから知られていた営巣地で生息がみられなくなった地区など、不安定な個体群として維持されているものと考えられる。
- ② 生息環境の悪化：各種開発行為等に伴う生息不適地が増加し、また、環境汚染による高次消費者オオタカへの生物濃縮の懸念がある。
- ③ 農林業等の実施上の負荷：本県におけるオオタカは、農用林として利用されてきた平地林（雑木林）に営巣する例が比較的多いが、農地そのものの減少とともに農用林が消失してきているほか、耕地整理に伴う農地の生態的な質の劣化によりオオタカ生息地に負荷が増大していると考えられる。また、林地においても同様に減少が見られるほか、林業の低迷に伴う放棄人工林の荒廃がオオタカ生息地からの視点においても問題があると考えられる。さらに、農林業全般においても、効率化・集約化を目的とした土木工事が行われることにより、繁殖活動が阻害されていることが予測される。

#### 2) 課題

- ① 生息地の減少：オオタカの生息地を保護していくために必要となる、各種開発等の規制を伴う法制度の活用が求められるほか、オオタカの行動圏の中でも特に保全重要性の高い工

リアを公有地化していくことが望まれる。さらに、現況保全に留まらず、オオタカ生息地の復元・創出を戦略的に進めていくことが求められてきている。

- ② 生息環境の悪化：各種開発行為を実施するに当たっては、生態学的補償制度（ミティゲーション）の導入を検討し、関わりの程度に応じて、回避・軽減・代償対策の効果的な実施が求められる。また、オオタカ生息地における化学物質による汚染実態や生息地への影響を総合的に把握するほか、環境中に残留している有害化学物質を除去するための技術研究も求められている。また、オオタカ生息地における生息不適割合などの調査を行い、生息環境の改善や、生物多様性の高い自然林の維持、人工林を含めたオオタカの営巣空間・採餌空間としての森林の適正管理が望まれる。
- ③ 農林業等の実施上の負荷：オオタカ生息地と農地、林地の関わりが深いことから、環境共生型農林業を実施するほか、オオタカを含め自然環境の保全に寄与する農家・林家に対し、直接補償制度（デカップリング）の導入などを検討することが求められている。また、持続的な土地利用計画の検討においては、オオタカとの共生を目指した土地利用計画が望まれる。土木工事の実施に際しては、工期や工法面の工事実施上の配慮を検討する。さらに、生物多様性の高い自然林の維持、人工林を含めたオオタカの営巣空間・採餌空間としての森林の適正管理が望まれる。

### 3) 基本方向

『生息地の保全強化』

『開発行為等に際しての配慮方策の推進』

『有害化学物質の規制』

『多様な生息環境の確保』

『農林業等の実施上の配慮方策の検討』

なお、本県におけるオオタカの生息状況と保護対策の基本方向を検討した結果を表 2-3 に整理して示した。